電気通信大学特別栄誉教授称号授与規程

平成21年 7月21日 改正 平成24年 5月22日 平成31年 3月28日 令和 2年12月25日

(趣旨)

第1条 この規程は、電気通信大学特別栄誉教授(以下「特別栄誉教授」という。)の称 号授与に関し必要な事項を定めるものとする。

(称号の授与要件)

第2条 特別栄誉教授の称号は、高い学識を有し、特に教育上又は学術上の顕著な業績があり、かつ、本学の教育研究活動の発展に功績があり、引き続き、本学の教育研究活動のより一層の推進発展に貢献が期待される者に対し、授与することができる。

(選考)

- 第3条 特別栄誉教授の選考は、役員又は職員の推薦に基づき、教育研究評議会(以下「評議会」という。)の議を経て、学長が行う。
- 2 前項の推薦を行おうとする者は、別紙様式1の特別栄誉教授候補者推薦書を学長に提出するものとする。
- 3 第1項の評議会の議決は、出席評議員の3分の2以上をもって決するものとする。 (称号記)
- 第4条 特別栄誉教授の称号記は、別紙様式2のとおりとする。
- 2 特別栄誉教授の称号は終身とする。

(称号の取消し)

第5条 特別栄誉教授の称号を授与された者が、その栄誉を汚す非違行為があったと認められる場合は、学長は、評議会の議を経て、称号の授与を取り消し、称号記を返還させることができるものとする。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、特別栄誉教授に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この規程は、平成21年7月21日から施行する。

附則

この規程は、平成24年5月22日から施行する。

附則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和3年1月1日から施行する。 (経過措置)
- 2 この規程の施行の際、現にあるこの規程による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この規程による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この規程の施行の際、現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り 繕って使用することができる。

(元号) 年 月 日

電気通信大学長 殿

推薦者・職・氏名

特別栄誉教授候補者推薦書

下記の者は、特別栄誉教授の称号を授与するにふさわしいと認められますので、電気通信大学特別栄誉教授称号授与規程第3条第2項の規定に基づき、関係書類を添えて推薦します。

記

- 1. 氏 名
- 2. 生年月日
- 3. 推薦理由

業績調書

所属・職										
ふりがな										
氏	名	(生年月	月月)		(年	月	日生(歳)
				学		歴				
						JIE.				
		月	日							
	年	月	日							
				学	,	位				
	年	月	П	○○博士	(○○大学)					
				略	,	歴				
	年	月	日							
	年	月	日							
	年	月	日							
				È	こな受賞 暦	季				
	年		目	○○賞受賞						
	年	月	日	〇〇賞受賞						

特に顕著な業績、	電気通信大学における功績及び期待される貢献の概要

特栄第 号

特別栄誉教授記

氏 名

あなたは○○の分野で著しい業績をあげ本学の教育研究の発展に 関する功績が特に顕著でありました 本学はその功績を称えて電気通信大学特別栄誉教授の称号を授与 します

(元号) 年 月 日

電気通信大学長

In recognition of his/her outstanding achievements in (a specialized field) and

distinctive contribution toward the development of research
and education in our university,

UEC Tokyo(The University of Electro-Communications)

hereby confers upon

(name)

the title of

Distinguished Professor of (a specialized field)

Presented this ** day of ***, 20**

(signature)

(president's name)

President, UEC Tokyo(The University of Electro-Communications)